

東久留米市介護認定調査員支援システム導入業務
委託プロポーザル実施要領

令和6年5月
東久留米市介護福祉課

目次

1	背景	1
2	業務概要	1
3	調達の範囲	1
4	運用形態	1
5	提案限度価格	2
6	実施形式	2
7	参加資格の要件	2
8	全体のスケジュール（予定）	3
9	審査委員会	4
10	参加表明	4
11	質問及び回答	4
12	企画提案の依頼	5
13	審査方法	7
14	契約	9
15	留意事項	9
16	提出先・問合せ先	9

1 背景

本市では、高齢者、特に要介護（要支援）認定を受ける方の割合が高い 75 歳以上の後期高齢者の増加に伴い、要介護（要支援）認定の申請件数は年々増加している。支援を必要とする人に対し早期に介入して、身体の状態に応じたサービスを迅速に利用できるようにするためには、認定に係る事務を遅滞なくかつ適正に実施することが重要である。現状では、申請から認定結果を通知するまでの所要日数が介護保険法で定める 30 日を超えるケースも見られることから、今後の高齢者の増加に伴う事務量の増加を見据え、認定審査会の簡素化や認定事務の効率化といった業務改善のための取組みを進めつつ、その生産性を高めるために必要な体制を計画的に整備していくことが喫緊の課題となっている。

これらの状況に鑑み、本市では、介護認定調査員支援システムを導入することにより、認定調査票作成事務等の効率化を図り、早期の認定結果の通知につなげることを目的とする。

2 業務概要

（1）件名

東久留米市介護認定調査員支援システム導入業務委託

（2）履行場所

東久留米市役所本庁舎

3 調達の範囲

調達する範囲は、次のとおりとする。ただし、本仕様書に明記されていない事項であっても、本調達に必要不可欠と判断される事項については、本調達の範囲に含むものとする。

（1）本契約のプロジェクト管理

（2）システム構築

（3）データ登録

（4）使用する機器の購入

（5）職員への操作研修

（6）システム稼働後の支援

（7）その他システム稼働に必要となるもの

4 運用形態

本システムは、クラウド型方式又はオンプレミス型方式のいずれかの方式で導入すること。また、クラウド型方式の場合、システムは閉域網で、かつ VPN 通信を想定した設計とし、セキュリティ対策が講じられたものとする。

5 提案限度価格

次の経費は本事業の提案限度価格であり、これを超える提案は失格とする。

(1) 令和6年度経費（イニシャルコスト）

・システム導入委託料 7, 297千円（税込）

・機器購入費用 1, 908千円（税込）

※タブレットPC、ノートPC、プリンタ等の購入に係る費用

(2) 令和6年度～11年度経費（ランニングコスト）

[令和7年2月～令和12年1月の5年総額]

システム保守料、稼働後の運用支援経費又はシステム利用料

11, 280千円（税込）

※クラウド型方式の場合、タブレットPCからシステムへ接続するための
通信料含む

6 実施形式

公募型プロポーザル方式

7 参加資格の要件

本提案に参加しようとする者は、以下の要件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 電子調達サービスにおいて東久留米市の競争入札参加資格を有していること。

(3) 東京都内の各自治体において指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 東久留米市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年度東久留米市訓令乙第2号）による入札参加除外措置及び東久留米市競争入札参加有資格者指名停止措置基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定したプライバシーマーク付与事業者、又はパッケージシステムの構築・運用・保守を実施する部門が、ISO/IEC 27001（ISMS）の認証を受け、適切に更新をしていること。

※原則として、本業務を履行する再委託事業者を含めた全ての者が同資格を保有すること。

(6) 提案するシステムが、他自治体で導入実績があること。

8 全体のスケジュール（予定）

本プロポーザルは、次のスケジュールに沿って進める。

なお、スケジュールは現時点の予定であるため、今後の進捗状況により予告なく変更する場合がある。

実施事項	期間	備考
公募開始 (実施要領等の公表)	令和6年5月21日（火）から 6月4日（火）まで	本市ホームページで公表
参加表明書の提出	令和6年6月4日（火） 午後5時まで	電子メール、持参又は郵送
参加資格確認結果の送付	令和6年6月7日（金）予定	参加表明書を提出した全ての事業者審査結果を通知
質問の受付	令和6年6月7日（金） 午後5時まで	電子メール
質問回答	令和6年6月13日（木）予定	参加資格要件を全て満たした提案事業者へ回答
企画提案書一式の提出	令和6年6月14日（金）から 6月19日（水） 午後5時まで	電子メール、持参又は郵送
辞退届の受付	令和6年6月19日（水） 午後5時まで	電子メール
一次審査（書類審査）の結果通知	令和6年7月2日（火）予定	電子メール及び書面
二次審査（プレゼンテーション）	令和6年7月11日（木）	
二次審査の結果通知	令和6年7月中	電子メール及び書面
契約締結	令和6年8月上旬	

9 審査委員会

本プロポーザルにおける参加資格の確認、一次審査及び二次審査は、東久留米市介護認定調査員支援システム導入業務委託プロポーザル審査委員会が行う。

10 参加表明

(1) 参加意思の表明

本プロポーザルに参加を希望する者は、令和6年6月4日（火）午後5時まで（必着）に参加表明書（様式1）及び添付書類（認証書類）を電子メール、持参又は郵送により「16 提出先・問合せ先」の宛先へ提出すること。

(2) 参加資格確認結果の送付

参加資格要件を全て満たしている場合には、参加資格確認結果を電子メールで送付する。送付予定日：令和6年6月7日（金）

(3) 参加を辞退する場合

本プロポーザルから辞退する場合は、令和6年6月19日（水）午後5時まで（必着）に参加辞退届（様式2）を電子メールで提出すること。

11 質問及び回答

本提案について質問がある場合には、令和6年6月7日（金）午後5時まで（必着）に質問書（様式3）を電子メールで「16 提出先・問合せ先」の宛先へ提出すること。質問があったときは全ての提案事業者（参加資格要件を全て満たした提案事業者）に対し、令和6年6月13日（木）までに電子メールで回答する。

※同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。

※質問者の名称等については公表しない。

※質問内容のうち、審査事項に該当する質問、他の提案事業者又はその提案内容に関する質問及び審査等に支障をきたすおそれのある質問は、回答しない。

※質疑応答事項は仕様書の追記事項として取り扱う。

12 企画提案の依頼

参加資格要件を全て満たした提案事業者は、次の要領に従って提案内容を記載した企画提案書、見積書及び積算内訳書並びに機能要件一覧（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。

（１）提出書類

① 企画提案書

ア 基本事項

- ・A4版両面印刷とし、表紙を除き20枚（40ページ）以内とし、「イ 記載事項」の①～⑧の順序で製本し、インデックスを付け、簡易なA4ファイルで製本すること。電子データでの提出を希望する場合においても、A4ファイルで製本したものと同様の形態で見ることができるよう作成すること。
- ・文字方向は横書きとし、文字は10ポイントを最小サイズとする。
- ・A3版は、片面2ページ換算として綴じ込み可とする。
- ・印刷のカラー、白黒は問わない。

イ 記載事項

企画提案書の記載事項は、下表のとおりとし、「東久留米市介護認定調査員支援システム導入業務委託仕様書」及び「東久留米市介護認定調査員支援システム導入業務委託プロポーザル審査基準書（以下「審査基準書」という。）」を参考に以下の事項について記載すること。

記載事項		備考
①	導入実績	
②	導入スケジュール	
③	業務実施体制	プロジェクト責任者、プロジェクトリーダー、業務リーダー、を必ず体制に入れること。
④	操作性・視認性	
⑤	機器要件(タブレットPC)	
⑥	情報セキュリティ対策	
⑦	操作研修	
⑧	自由提案	

②見積書及び積算内訳書

- ア 市指定の様式である見積書（様式４）を提出すること。
- イ 「５ 提案限度価格」を超えないこと。
- ウ 積算根拠を示した積算内訳書も添付すること。なお、機能要件一覧（様式５）においてカスタマイズが発生する場合の費用は、積算根拠に含めること。
- エ 提案のあった見積額は契約締結時の参考とするが、見積額での契約締結を確約するものではない。また、契約締結に当たって見積額を超えることは認めない。
- オ 契約締結後は法改正等の真にやむをえない理由によるもの以外の契約変更は認められないため、実現可能な提案を行うこと。

③機能要件一覧

機能要件一覧（様式５）に提案するシステムでの対応の可否を記載すること。

（２）提出方法

令和６年６月１４日（金）から６月１９日（水）午後５時まで（必着）に電子メール、持参又は郵送により「１６ 提出先・問合せ先」へ提出すること。

持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前９時から午後５時（正午から午後１時を除く）とする（事前に連絡をすること）。郵送による場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。郵便事故等については企画提案者のリスク負担とする。

持参又は郵送の場合、企画提案書は、会社名、代表者名を記載した正本１部と、会社名、システム名、ロゴマーク、代表者名及び所在地等を黒塗り又は削除し、企画提案書を提出した事業者（以下「提案事業者」という。）が特定できないようにした副本６部を提出すること。見積書及び積算内訳書並びに機能要件一覧は、１部を提出するものとする。

電子メールの場合、企画提案書は、会社名、代表者名を記載したデータと、会社名、システム名、ロゴマーク、代表者名及び所在地等を黒塗り又は削除したデータをそれぞれを提出すること。

提出後の変更、差替え又は再提出は、原則として認めない。また、企画提案書等は返却しないものとする。

1 3 審査方法

(1) 一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等について書類審査を行い、審査基準に基づく採点結果を合計した点数を一次審査の得点とする。一次審査に参加した提案事業者が4者以上となった場合には、一次審査の得点の上位3者を一次審査通過者とする。第3位の評価点数が同点の場合、審査委員会による多数決で決める。ただし、一次審査の合計得点が配点合計（100点×委員数）の60%に満たない場合は一次審査を通過できないものとする。なお、提案事業者が1者の場合でも審査を実施する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査通過者によるプレゼンテーション審査を行う。採点結果を合計した点数を二次審査の得点とし、一次審査の得点と合算した総合得点の最も高い提案事業者を最優秀提案事業者とし、契約に向けた交渉権者とする。次点を第2順位者とする。第1位の評価点数が同点の場合、審査委員会による多数決で決める。ただし、一次審査及び二次審査の合計得点が配点合計（（一次審査100点×委員数）＋（二次審査50点×委員数））の60%以上であることを条件とする。

① 実施時期

令和6年7月11日（木）

② 会場

東京都東久留米市本町三丁目3番1号

東久留米市役所 会議室

③ 出席者

出席者は、補助者を含めて6名までとし、本業務のプロジェクト責任者、プロジェクトリーダー及び業務リーダーを含むこととする。

④ 使用機材

プレゼンテーションに使用する機材は、原則として提案事業者が用意するものとする。ただし、プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。

⑤ 録音

二次審査に際しては、後日審査委員会において内容確認が必要となったときのために録音を行う。

⑥ 審査結果の通知

二次審査に参加した全ての提案事業者に審査結果を通知するとともに、本市ホームページに最優秀提案事業者の名称、代表者名、住所などを公表する。

(3) 評価点

企画提案書評価点

	審査項目		配点
一次審査 (書類審査)	導入実績		10
	導入スケジュール		5
	業務実施体制		5
	操作性・視認性		5
	機能要件【様式5】		20
	機器の要件（タブレットPC）		10
	情報セキュリティ対策		10
	操作研修		5
	自由提案		10
	価格【様式4】	イニシャルコスト	10
		ランニングコスト	10
	小計		100

プレゼンテーション評価点

二次審査 (プレゼンテーション)	発表資料	取り組み意欲	5
		業務説明	5
		業務内容の理解度	5
		信頼性	5
	発表内容	取り組み意欲	5
		業務説明	5
		業務内容の理解度	5
		信頼性	5
	発表態度		5
	ヒアリング		5
	小計		50
合計		150	

1 4 契約

(1) 契約の締結について

最優秀提案事業者が提出した企画提案書一式の記載事項をもとに、協議の上、契約を締結する。

(2) 契約件名・形態

①東久留米市介護認定調査員支援システム導入業務委託契約（令和6年度契約）

②東久留米市介護認定調査員支援システム機器等購入契約（令和6年度契約）

③東久留米市介護認定調査員支援システム運用支援委託契約（毎年度契約）

(3) 納入、履行場所

東久留米市役所本庁舎

(4) 支払条件

最優秀提案事業者と協議の上、決定する。

(5) 契約保証金

免除とする。

1 5 留意事項

(1) 提案に関する費用は、全て提案事業者の負担とする。

(2) 提出書類は返却しない。

(3) 本提案募集において入手した書類は適正に管理し、情報漏えいや不正使用を行わないこと。

(4) 当市から指示のあった書類は、ただちに返却すること。

(5) 企画提案書や審査結果のほか、本プロポーザルにおいて提出された書類は、東久留米市情報公開条例に基づく開示請求があったときは、開示することがある。

1 6 提出先・問合せ先

担当窓口： 東久留米市福祉保健部介護福祉課 介護サービス係 東海、吉富、山下

所在地： 東久留米市本町三丁目3番1号 東久留米市役所 1階

電話： 042-470-7750（直通）

FAX： 042-470-7808

電子メール： kaigofukushi@city.higashikurume.lg.jp

ホームページ： <http://www.city.higashikurume.lg.jp>